

ご挨拶・店舗紹介（今月は中央建物管理）

弊社提携会社である中央建物管理のご紹介をさせていただきます。
原状回復工事だけではなく、物件維持のお困りごとにご協力させていただきます。



キッチン交換



UBシート貼り



中央建物管理

住所：〒164-0011
東京都中野区中央3-49-3
TEL：03-3366-4361
TEL：03-3366-4362
HP: <http://chutate-jpn.com>

施工事例集



外装工事



アクセントクロス工事



インフォメーション

提携企業のイベント情報です！ ※事前予約が必要となります。
ご興味ありましたら下記問い合わせまでお申込み下さい！

『完成現場見学会』

日時：4月20日（土）21日（日） 10:00~16:00
会場：大田区石川町2-2-12
開催企業：旭化成ホームズ株式会社
旭化成ヘーベルメゾンの新築現場見学会となります。
当日は予約不要の為、お時間のある方は一度ご覧下さい。



『賃貸併用住宅』

日時：4月14日（日） 10:30~12:00
会場：新宿モノリス11階
開催企業：パナソニックホームズ株式会社
賃貸併用住宅のメリットと老後への対策についてご説明いたします。

ご参加のお申込み・お問い合わせは
右記までお気軽にご連絡下さい。
担当者(お問い合わせ先)
城南管理部：鈴木 琢也(スズキ タクヤ)
城西管理部：長谷川 貴義(ハセガワ タカヨシ)

ASSiST
株式会社アシスト

- ・城南管理部
東京都世田谷区三軒茶屋1-37-8-10F
TEL：03-5779-7700
- ・城西管理部
東京都中野区中野2丁目18-5
TEL：03-5328-8288

【民法改正】“配偶者居住権”で何が変わる？

1月号のオーナーズアシストでもトピックに挙げた「配偶者居住権」の適用まで後1年となりました。(2020年4月1日以降の相続に適用されます。)今月号のオーナーズアシストではこの配偶者居住権について概要をご紹介します。

「**配偶者居住権**」とは、配偶者以外の相続人が相続により配偶者の居住していた建物を取得した場合に、配偶者に終身又は一定期間の建物の使用を認める権利です。(登記も可能です。)

では、配偶者居住権が新設されることでどのような変化が起こるのでしょうか？

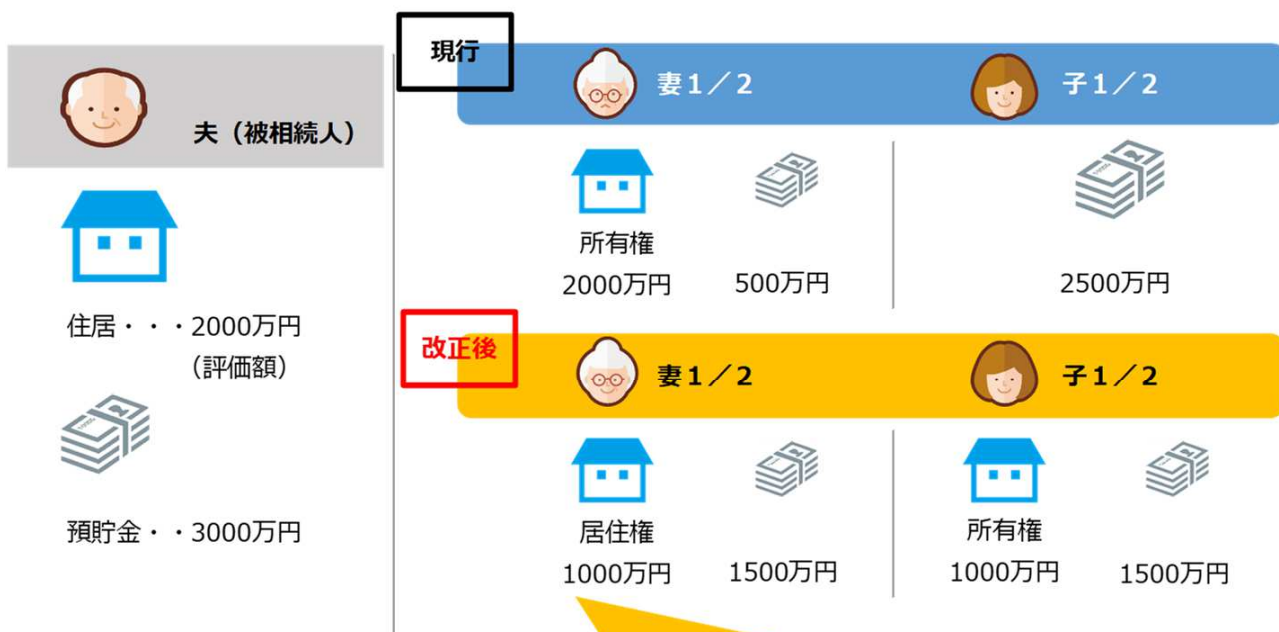
【今までは？】

- 配偶者が自宅を取得する場合、他の財産が得られず、その後の生活資金が不足する恐れがある
- 遺産を分割するため自宅を売却せざるを得ないこともある

【新制度では？】

- 自宅に住み続けながら、生活資金も得やすい
- 期間を定めなければ、亡くなるまで住み続けられる

配偶者居住権のイメージ (妻と子1人で遺産分割するケース)



- 妻は今の住居にすみ続けながら、生活資金も得やすく、特に期間を定めなければ自身が亡くなるまで住める。
- 妻の死亡の際には、配偶者居住権そのものも消滅する。

※2019/2/2 旭化成株式会社 (株)資料より抜

アシストでは不動産を通じたご相続対策について、各種専門家を交えてご相談にお答えしています。配偶者居住権についても、より具体的にオーナーの皆様のご相続にどのような影響が出るのか、気になる方はアシストまでお気軽にご相談ください！